

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成26年 6月11日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(16人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

4番 山地 康弘 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員 11番 原田 龍五 委員

12番 亀山 徹 委員 13番 難波 克巳 委員 14番 黒岡 勝美 委員

15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(2人)

5番 中桐 敏憲 委員 10番 難波 朋裕 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

4番 山地 康弘 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 平成 2 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

議案第 7 号 平成 2 6 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主任 塩見 雅子 主任 坂本 和司 主任 渡辺 徹

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成26年6月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(16)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させて頂きますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(3)番(千田 甚治)委員と(4)番(山地 康弘)委員 をお願いします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の渡辺主任と則本主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁に9件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、8番が賃借権の設定、その他は所有権移転です。</p>

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から9番について調査票をもとに説明】

1頁8番につきましては、農業生産法人以外の法人であり、社会福祉事業を行うことを目的として設立された社会福祉法人からの申請です。

障がい者の自立支援・就労支援を目的として農業実習を行わせるための農地の貸借であり、農地法第3条第2項第1号、第2号及び第4号に該当し、農作業に従事する者の状況から効率的に利用して耕作が行えるとはいえず、また年間150日以上農作業に常時従事するとはみこまれないが、就労支援を目的とした実習田であり、障がい者が自立した日常生活を地域社会において営む手助けとなるよう指導する業務の運営に必要であると判断し、農地法施行令第6条第1項第1号八に該当するものであり許可が相当と判断しました。

その他1番から7番及び9番は調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、1頁8番は農地法施行令第6条第1項第1号八に該当するので許可とし、1頁1番から7番及び9番は調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁8番は農地法施行令第6条第1項第1号八に該当するので許可とし、1頁1番から7番及び9番は別添調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から9番までの計9件は、許可と決定いたします。

次に、2頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

	<p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>事務局 早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、2頁に5件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から5番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回申請のありました1番から5番について、許可基準からみた検討状況につきましては、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この5件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、2頁の1番から5番までの計5件は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、2頁の1番から5番までの計5件は許可と決定いたします。なお、許可とした5件につきましては、6月30日開催予定の岡山県農業会常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p> <p>次に、3頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p>

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、3頁から9頁にかけて29件の申請がありました。

次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

1番についてですが、土地の代替性について検討結果が不十分であることから保留となっていた案件でございます。この件について、7月4日に開催される倉敷東地区協議会で申請人から事情聴取を行う必要があるため、今回は保留とのことでした。

2番についてですが、農地にごみ等を置いてあり、適正な農地の管理を行っていないことから、保留となっていた案件でございます。

平成26年6月3日に現地確認を行ったところ、ゴミ等は撤去されていたため許可意見となっております。

3番についてですが、土地改良区の意見書により地元協議が必要となっており、協議結果を農業委員会に提出を求めている案件でございます。平成26年6月3日に申請人に対して確認を行ったところ、未だ地元協議が成立しないため協議録の提出ができない旨の報告がありました。倉敷東地区協議会で審査した結果、保留とのことでした。

4番についてですが、農地転用を行う際に、狭小となる農地が残地に残るため保留となっていた案件でございます。この度、狭小農地部分について農地法第5条の許可申請書が提出されたため、許可意見となっております。

10番についてですが、計画地の中に水路と道路が含まれており、用途廃止を行い、払い下げを受ける予定となっておりますが、用途廃止を行う前の境界確定ができていません。また、用途廃止を行うにあたり、水路管理者と道路管理者と協議がまとまらなされていない状況であることから、今回は保留とのことでした。

17番と25番についてですが、平成26年6月9日付けで取り下げ書が提出されたため、取下げとなっております。

これらを除く24件につきましては、別添の調査票のとおり問題ありませんでした。

また、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。

<p>議 長</p>	<p>また、この24件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、3頁1番から9頁29番までの計29件の内、1番、3番、10番は保留。17番、25番は取り下げ。残り24件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、3頁1番から9頁29番までの計29件の内、1番、3番、10番は保留。17番、25番は取り下げ。残り24件は、許可と決定いたします。なお、許可とした24件につきましては、6月30日開催予定の岡山県農業会常任議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、10頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、10頁に1件の申請がありました。</p> <p>お手元にお配りしております、許可申請書の写し及び概要をご覧ください。</p> <p>こちらの案件は平成26年5月8日に農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請書が賃貸人である佐藤實氏から提出されました。土地の表示は倉敷市福田町古新田292番1 登記地目：田 地積：3,393㎡のうち1,378㎡です。主な申請理由ですが、賃借人が貸付地の長年耕作を放棄し、ここ数年は耕運はするもののゴミと一緒に鋤きこまれている。また、返還されれば賃貸人が自作する希望があるため、賃貸借の解除を申し入れたいというものでございます。</p>

	<p>この案件について南地区協議会でご審議いただきましたが、お手元に配付の「審議計画」に基づき進めて行くこととし、来月賃貸人から意見聴取を行うということで、今回は保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから、議案第4号の1番は保留とします。</p> <p>次に、11頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、山地委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p>
議 長	<p>(山地委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、11頁から18頁にかけて66件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借21件、使用貸借45件です。</p> <p>また、利用期間の更新は16件で、新規は50件でした。</p> <p>面積は163,593㎡です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが14件、農業生産法人によるものが3件、個人によるものが49件です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必</p>

議 長	<p>要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、66件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は11頁1番から18頁66番までの計66件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、66件全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、山地委員さんに入室するように伝えてください。</p>
議 長	<p>(山地委員 入室)</p> <p>山地委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は全件承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、19頁をお開きください。</p> <p>議案第6号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」</p> <p>28頁をお開きください。</p> <p>議案第7号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは事務局から一括してご説明いたします。</p> <p>19頁をお開きください。議案第6号「平成25年度の目標及びその達成に向け</p>

た活動の点検・評価について」ですが、本件につきましては、「農業委員会の適正な事務実施について」(平成21年1月23日付け20経営第5791号農林水産省経営局長通知)の3に基づき、活動・点検評価及び目標とその達成に向けた活動計画を作成し、地域農業者等の意見を踏まえた上で評価・目標を決定することとされている事から、この度のご審議をお願いするものです。

5月1日開催の平成26年度農業委員会総会において「活動の点検・評価」をご提案し、事務局案を点検・評価の案としてパブリックコメントを実施し、地域農業者等からの意見を付して再度検討することをご承認いただきました。

これを受けて、5月2日から5月30日までの約1ヶ月間、倉敷市公式ホームページにおいて市民・農業者等から意見の募集(パブリックコメント)を実施しましたが、市民・地域農業者等からの意見はありませんでしたので、平成25年度の活動の点検・評価の決定につきましては、いずれも事務局案のとおり妥当であると判断いたしました。

続きまして、28頁をお開きください。議案第7号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」ですが、本件についても、議案第6号と同様、総会において、事務局案を活動計画の案としてパブリックコメントを実施し、市民及び地域農業者等からの意見を付して再度検討することをご承認いただきました。

これを受けて、平成26年5月2日から5月30日までの期間において、倉敷市公式ホームページで市民・農業者等から活動計画に対する意見の募集(パブリックコメント)を行いました。農業者等からの意見はありませんでしたので、平成26年度の目標及び活動計画は事務局案のとおり活動を行う事といたしました。

各地区協議会でご審議いただきましたが、平成25年度の点検評価については妥当であり、平成26年度の目標及び活動計画については事務局案を地域の農業者等の意見等を踏まえた目標及び活動計画とすべきとのご意見でした。

ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長

事務局の説明では、平成25年度の点検評価については妥当であり、平成26年度の目標及び活動計画については、事務局案を地域の農業者等の意見を踏まえた目標及び活動計画にしたいとのことですが、ご異議・ご意見はございませんか。

各委員	【 異議なしの声あり 】
議 長	<p>異議なしとのことですので、議案第 6 号、議案第 7 号は承認されました。 以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>次に 3 2 頁をお開きください。 ここからは報告案件です。</p> <p>報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告 について</p> <p>3 6 頁をお開きください。 報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について 4 0 頁をお開きください。 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について 4 9 頁をお開きください。 報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について 5 1 頁をお開きください。 報告第 5 号 農地法第 5 条の規定による届出の取り止めについて 一括して事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3 2 頁をお開きください。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告 について」でございますが、3 2 頁から 3 5 頁にかけて 2 2 件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたもの でございます。</p> <p>次に 3 6 頁をお開きください。</p> <p>報告第 2 号 「農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について」 でございますが、3 6 頁から 3 9 頁にかけて 2 6 件の市街化区域内農地に係る転用 届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に 4 0 頁をお開きください。</p> <p>報告第 3 号 「農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について」</p>

	<p>でございますが、40頁から48頁にかけて53件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に49頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、49頁から50頁に11件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に51頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農地法第5条の規定による届出の取り止めについて」でございますが、51頁に1件の取り止めが農業委員会に提出されました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第5号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成26年7月9日(水)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切にご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p>

次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、
よろしくお願いたします
これにて、散会いたします。
(閉会 午前10時30分)

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成26年6月11日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員